

岩国飛行場に係る在日米軍の兵力態勢の再編について

平成19年1月

## 日米協議の経緯(～2005年10月)

### 共通戦略目標(第1段階)

地域: 日本の安全/地域の平和と安定、北朝鮮関連問題の平和的解決、  
中国・ロシアの建設的役割 等

世界: 国際平和協力活動における協力、大量破壊兵器不拡散、テロ防止・根絶 等

2005年2月  
「2+2」

共通戦略目標達成のための手段

### 役割・任務・能力(第2段階)

抑止力の維持

地元負担の軽減

2005年10月  
「2+2」共同文書

### 在日米軍の兵力構成見直し(第3段階)

## 最終的なとりまとめまでの経緯

- 昨年10月29日、日米安全保障協議委員会（「2+2」）が開催され、共同文書を発表。以後、具体案の最終的な取りまとめに向け、これまでに日米防衛・外務当局間の審議官級協議を9回開催。
- また、この間、日米防衛首脳会談を2回開催するなど、防衛庁長官自らが先頭に立ち、できる限り早い具体案の最終的な取りまとめに向けて精力的に取り組んできたところ、今般、日米間で合意を見、具体案の最終的なとりまとめに至ったもの。

（参考）これまでの日米間の協議の経緯

- ・ 昨年12月12～14日 東京
- ・ 本年1月11日、12日 ワシントンD. C.  
[ 同月17日 日米防衛首脳会談(ワシントンD. C.) ]
- ・ 同月24日～26日 ホノルル
- ・ 2月 9日～11日 東京
- ・ 3月 7日～11日 ホノルル
- ・ 同月23日、24日 東京
- ・ 4月 4日、5日 ワシントンD. C.
- ・ 同月13日、14日 東京  
[ 同月23日(現地時間) 日米防衛首脳会談(ワシントンD. C.) ]
- ・ 同月24日～27日 ワシントンD. C.

# 航空機の移駐等

空母艦載部隊(F/A-18×49、  
EA-6B×4、E-2C×4、C-2×2:  
計59機)の岩国移駐



KC-130(12機)の岩国移駐



恒常的な空母艦載機離発着訓練施設  
について検討を行うための二国間の  
枠組みが設けられ、恒常的な施設を  
2009年7月又はその後のできる  
だけ早い時期に選定することを目標  
とする。

CH-53D(8機)  
のグアム移駐



海自E/O/UP-3、U-36A(17機)の厚木移駐



KC-130(12機)はローテーションで  
海自鹿屋基地やグアムに展開



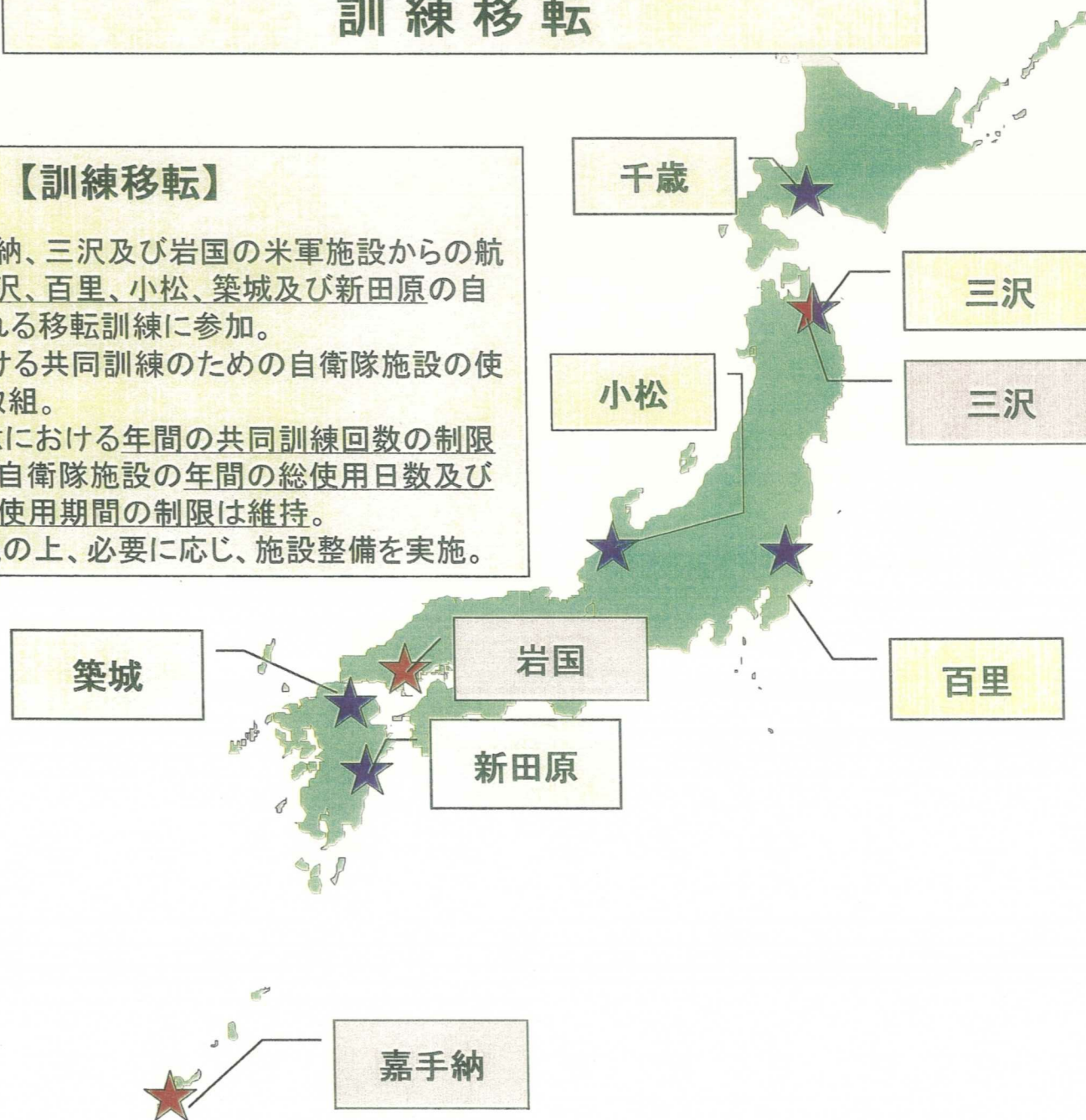
サイパン

グアム

## 訓練移転

### 【訓練移転】

- 当面の間、嘉手納、三沢及び岩国の米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設で行われる移転訓練に参加。  
また、将来における共同訓練のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取組。
- 日米合同委合意における年間の共同訓練回数の制限を撤廃するが、各自衛隊施設の年間の総使用日数及び訓練1回当たりの使用期間の制限は維持。
- 現地調査を実施の上、必要に応じ、施設整備を実施。



## 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）（抜粋）

2006年5月1日

ライス国務長官、ラムズフェルド国防長官  
麻生外務大臣、額賀防衛庁長官

### 実施に関する主な詳細

#### 4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C 及び C-2 航空機から構成され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊 EP-3、OP-3、UP-3 飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130 飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130 航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊 CH-53D ヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

#### 6. 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

## 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について

〔平成18年5月30日〕  
閣 議 決 定

- 1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的措置（以下「再編関連措置」という。）を含む最終取りまとめが承認された。
- 2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用する施設・区域の安定的な使用を確保する必要がある。  
米軍の使用する施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえると、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。
- 3 最終取りまとめには、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県からの約8000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還（普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む。）、横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダー・システムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。  
これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。
- 4 我が国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うもの

については、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとする。

また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。

5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現するものとする。

6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。

7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めることとし、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。

具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。

これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）は廃止するものとする。

なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「Ⅱ 地域の振興について」に基づく事業については実施するものとする。